保険料の納付が猶予されます
「学生納付特例制度」

日本国内に住むすべての人は、20歳になれば国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられますが、学生については、一般的に収入が少ないと考えられることから、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

これは、在学期間中の国民年金保険料を社会人になってから納付することができる制度で、承認を受けた期間は未納の取扱いとはなりません。

【対象者】

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校等（※１）に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が118万円以下（※２）の方（平成18年度の所得基準）

※１…夜間・定時制課程や通信制課程も含まれます。

※２…扶養親族等がいる場合や社会保険料控除等がある場合は、その数や金額に応じた額が加算されます。

【承認期間】 平成19年４月～平成20年３月

【承認期間中の取扱い】

・障害基礎年金や遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

・老齢基礎年金の受給資格期間（25年以上）にも算入されますが、金額には反映されません。

・10年以内であればさかのぼって納付（追納）できます。将来受け取る年金額を満額に近づけるためにも、卒業後に追納するようにしましょう。

※承認を受けた年度から起算して、３年度目以降に追納する場合には、当時の保険料に一定の加算額がかかります。

【申請手続】

年金手帳、学生証の写しまたは在学証明書、印鑑（本人署名の場合は不要）等を持参のうえ、保険課医療年金係（香北支所・物部支所でも可）でお早めに申請してください。

なお、代理の方が申請においでる場合は、代理人の本人確認のできるもの（免許証・保険証など）もお持ちください。

※申請は毎年度必要です（前年度に承認を受けていた方も、引き続き学生の場合は再度申請が必要です）。申請が遅くなると、万が一の時に障害基礎年金等が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

※学生以外の方には、「若年者納付猶予制度」や「申請免除制度」があります。詳しくは次のところにご相談ください。

【問い合わせ先】

・保険課医療年金係
☎53－3115

・南国社会保険事務所
☎088－864－1111

介護予防事業「いきいき教室」開催日程　５～６月

介護予防普及啓発のためのかんたんな体操やレクリエーション、おしゃべりを楽しむ「いきいき教室」を下記のとおり行います。申し込みは不要です。お近くの方はお誘いあわせのうえ、ぜひご参加ください。(お茶とタオルをご持参ください)

開催日	時間	開催場所	地区	開催日	時間	開催場所	地区
５月７日(月)	10:00～12:00	笹	物部	６月４日(月)	10:00～12:00	中組共同炊事場	山田
10日(木)		根須公民館	香北	７日(木)		小川公民館	香北
14日(月)		久保	物部	11日(月)		おくるわ公民館	山田
17日(木)		庄谷相・拓	物部	14日(木)		岡ノ内	物部
21日(月)		永瀬公民館	香北	14日(木)	13:30～15:30	大栃	物部
21日(月)	13:30～15:30	吉野公民館	香北	18日(月)	10:00～12:00	黒土集会所	山田
28日(月)	10:00～12:00	白石公会堂	香北	21日(木)		佐敷公民館	香北
31日(木)		別府・市宇	物部	25日(月)		逆川公民館	山田

【問い合わせ先】 香美市社会福祉協議会（山田☎53－5800、香北☎59－2140、物部☎58－3098）

※物部町地区は開催場所を調整中ですので、事前に香美市社協物部支所までお問い合わせください。

介護保険料を特別徴収（年金からの天引き）で納入している第１号被保険者（65歳以上の方）のみなさまへ

平成19年度の介護保険料（各段階）は、平成19年度の住民税が確定した後に決定するため、平成19年４月・６月・８月の年金からの天引き（仮徴収）については、原則として平成19年２月と同じ額を天引きすることになっています。(一部の方は調整のため６月・８月を変更し、仮徴収通知書をお送りします)

また、平成18年10月以前に新たに年金を受給し始めた一部の方なども、新たに平成19年４月の年金から天引き（仮徴収）されますので仮徴収通知書をお送りします。

平成19年10月以降（10月・12月・２月）の保険料（本徴収）は７月に決定する年額保険料から仮徴収分を差し引いて計算し、７月にご通知します。

なお、普通徴収（納付書等で納付）の方も、住民税が決定した後、７月に納入通知書をお送りします。

65歳以上の方(第１号被保険者)の介護保険料をお知らせします

介護保険制度では、３年毎に介護保険料を見直すこととされており、平成18年度から平成20年度の介護保険料は下表のとおりです。

区　分	対　象　者		平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1段階(基準額×0.5)	・老齢福祉年金受給者でその属する世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護受給者		23,300円	23,300円	23,300円
第2段階(基準額×0.5)	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		23,300円	23,300円	23,300円
第3段階(基準額×0.75)	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の方		34,900円	34,900円	34,900円
第4段階(基準額)	世帯の誰かが住民税課税者で本人は住民税非課税の方	第1段階からの激変緩和措置の対象者	30,700円	38,600円	46,500円
		第2段階からの激変緩和措置の対象者	30,700円	38,600円	
		第3段階からの激変緩和措置の対象者	38,600円	42,300円	
		激変緩和措置の対象者以外の方	46,500円	46,500円	
第5段階(基準額×1.25)	本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円未満の方	第1段階からの激変緩和措置の対象者	34,900円	46,500円	58,100円
		第2段階からの激変緩和措置の対象者	34,900円	46,500円	
		第3段階からの激変緩和措置の対象者	42,300円	50,200円	
		第4段階からの激変緩和措置の対象者	50,200円	53,900円	
		激変緩和措置の対象者以外の方	58,100円	58,100円	
第6段階(基準額×1.5)	本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円以上の方		69,800円	69,800円	69,800円

(注) 激変緩和措置…平成17年度税制改正による65歳以上の非課税限度額（所得金額：125万円）の廃止に伴い、従来は住民税非課税であった方（本人・世帯員）が、住民税課税者となり保険料段階が上昇し、保険料が増えるため、平成18､19年度は緩和措置がとられています。(昭和15年１月２日以前の出生者であるなどの要件があります)

【問い合わせ先】　保険課　介護保険係　☎５３－３１１８